



平成18年5月15日

各 位

会 社 名 セントラル硝子株式会社  
代表取締役  
代表者名 社長執行役員 中村 禎良  
(コード番号4044 東証 大証)  
問合せ先 総務部長 早瀬 登志貴  
(TEL 03-3259-7062)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
- ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
  - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会関係書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
  - ③ 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
  - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
  - ⑤ 社外監査役及び会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役及び会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
  - ⑥ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、株主総会による決議を排除するものではありませんが、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- (2) 公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 事業内容の変更に伴い現行定款第2条を変更するものであります。
- (4) その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線          は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>定 款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、セントラル硝子株式会社と称する。 <u>        </u> 英文は、Central Glass Co., Ltd.とする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1</u> 次の各種製品、その他副製品及び関連製品の製造、加工並びに売買</p> <p><u>(1)</u> 板ガラス、加工ガラス、その他ガラス製品</p> <p><u>(2)</u> ソーダ、塩素、弗素、肥料、ガス製品、溶剤、水処理薬品、医薬品、農薬、その他化学製品</p> <p><u>(3)</u> ガラス繊維製品</p> <p><u>(4)</u> <u>塩化ビニル樹脂、</u>弗素樹脂、その他合成樹脂製品</p> <p><u>(5)</u> 土木建築材料</p> <p><u>(6)</u> 電子部品及びその材料</p> <p><u>(7)</u> 医療器具及びその材料</p> <p><u>(8)</u> 土壌改良資材、農業用機材</p> <p><u>2</u> 土木建築工事の設計、監理並びに施工</p> <p><u>3</u> 鉱物の採掘、加工並びに売買</p> <p><u>4</u> 不動産の賃貸借、売買並びに管理</p> <p><u>5</u> 前各号に関連する機械、装置及びシステム の設計、製作、売買並びに賃貸借</p> <p><u>6</u> 前各号に関連する工業所有権、その他技術情報の売買</p> <p><u>7</u> 前各号に附帯関連する事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を宇部市に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p>定 款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、セントラル硝子株式会社と称し、<u>英文</u>では、Central Glass Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> 次の各種製品、その他副製品及び関連製品の製造、加工並びに売買</p> <p><u>①</u> 板ガラス、加工ガラス、その他ガラス製品</p> <p><u>②</u> ソーダ、塩素、弗素、肥料、ガス製品、溶剤、水処理薬品、医薬品、農薬、その他化学製品</p> <p><u>③</u> ガラス繊維製品</p> <p><u>④</u> 弗素樹脂、その他合成樹脂製品</p> <p><u>⑤</u> 土木建築材料</p> <p><u>⑥</u> 電子部品及びその材料</p> <p><u>⑦</u> 医療器具及びその材料</p> <p><u>⑧</u> 土壌改良資材、農業用機材</p> <p><u>(2)</u> 土木建築工事の設計、監理並びに施工</p> <p><u>(3)</u> 鉱物の採掘、加工並びに売買</p> <p><u>(4)</u> 不動産の賃貸借、売買並びに管理</p> <p><u>(5)</u> 前各号に関連する機械、装置及びシステム の設計、製作、売買並びに賃貸借</p> <p><u>(6)</u> 前各号に関連する工業所有権、その他技術情報の売買</p> <p><u>(7)</u> 前各号に附帯関連する事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を宇部市に置く。</p> <p><u>(機 関)</u></p> <p><u>第4条</u> 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1)</u> 取締役会</p> <p><u>(2)</u> 監査役</p> <p><u>(3)</u> 監査役会</p> <p><u>(4)</u> 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>東京都で発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株式総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>8億6,794万4千株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、<u>1,000株</u>とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。但し、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株券の種類) 第9条 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8億6,794万4千株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)  第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>  <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、単元未満株式の買取り及び買増し、株券の交付、株券喪失登録の手續、諸届の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては、取り扱わない。</u>  <u>前項の株式に関する事務手續及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(届 出)  第 11 条 <u>株主及び質権者又はその法定代理人は、住所及び印鑑を名義書換代理人に届出なければならない。</u>  <u>前項に掲げる者が外国に在住するときは、日本国内に通知を受ける場所を定め、これを名義書換代理人に届出なければならない。</u>  <u>前 2 項の事項に変更を生じた場合も同様である。</u></p> <p>(基準日)  第 12 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u>  <u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、予め公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</u>  <u>前 2 項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)  第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u>  2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>  3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)  第 12 条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)  第 13 条 <u>定時総会は、毎年 6 月に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。</u></p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)  第 13 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株主総会の招集権者及び議長) 第 14 条 総会は、取締役会の決議に基づき、予め取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役が事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第 15 条 総会の普通決議は、出席した株主の議決権の過半数によって決める。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の 3 分の 2 以上によって決める。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第 17 条 当会社に取締役 12 名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任) 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数によって決める。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、予め取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役が事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第 19 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 <u>19</u> 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>(任 期) 第 <u>21</u> 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u> (削 除)</p>
<p>(取締役の解任) 第 <u>20</u> 条 取締役は、株主総会において解任する。  取締役の解任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の 3 分の 2 以上によって決める。</u></p>	<p>(取締役の解任) 第 <u>22</u> 条 取締役は、株主総会において解任することができる。 <u>2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(代表取締役) 第 <u>21</u> 条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 <u>23</u> 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 <u>22</u> 条 取締役会は、<u>予め取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第 <u>24</u> 条 取締役会は、<u>予め取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知と決議方法) 第 <u>23</u> 条 <u>取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して、会日より 3 日前に通知を発するものとする。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって決める。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 <u>25</u> 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(取締役会規則) 第 <u>24</u> 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>第 <u>26</u> 条 <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役報酬及び退職慰労金) 第 <u>25</u> 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを決める。</p>	<p>(取締役会規則) 第 <u>27</u> 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第 <u>25</u> 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを決める。</p>	<p>(報酬等) 第 <u>28</u> 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)  第 26 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役 (取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>  当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第 266 条第 19 項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>(顧問)  第 27 条 取締役会の決議により、顧問を置くことができる。</p> <p>(顧問の任務)  第 28 条 顧問は、取締役の諮問に応じ意見を述べるものとする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の定員)  第 29 条 当社に<u>監査役 5 名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)  第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。  監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数によって決める。</u></p> <p>(監査役の任期)  第 31 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)  第 32 条 監査役は、<u>互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知と決議方法)  第 33 条 監査役会を招集するには、<u>各監査役に対して、会日より 3 日前に通知を発するものとする。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)  第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって</u>免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> <p>(顧問)  第 30 条 当社は、取締役会の決議により、顧問を置くことができる。</p> <p>(顧問の任務)  第 31 条 顧問は、取締役の諮問に応じ意見を述べるものとする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)  第 32 条 当社に<u>監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)  第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。  2 <u>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></u></p> <p>(任 期)  第 34 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  第 35 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  第 36 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削 除)  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続き</p>





現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)  <u>第 38 条の 2</u> 当社は、取締役会の決議により、  <u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記</u>  <u>録された株主又は登録質権者に対し、中間配当</u>  <u>を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第 39 条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開  始の日から満 3 年を経過してもなお受領されな  いときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第 45 条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払</u>  <u>開始の日から満 3 年を経過してもなお受領され</u>  <u>ないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 1 8 年 6 月 2 9 日
定款変更の効力発生日	平成 1 8 年 6 月 2 9 日

以 上